

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

# 平成23年度事業報告書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

平成23年度は、前年6月の改正貸金業法第4条施行（完全施行）後の状況を鑑み、自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を目指すとともに、「東日本大震災」への対応を含め、次の業務を行った。

## 【自主規制部門】

### 1 協会員等に対する法令・諸規則等の遵守の徹底及び諸規則の整備・充実

本年度は、協会員への指導強化により、法令・諸規則等の遵守を図るとともに、法令等違反に対する厳格な措置及び再発防止指導等と併せて、以下の業務を実施し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を目指した。

- (1) 協会員の法令・諸規則等の遵守状況を踏まえ、コンプライアンス態勢整備のための注意事項等について、全国10箇所での業務研修会や毎月の機関紙にて周知するとともに、協会員からの問合わせや法令・諸規則等に関する実務相談など年間4,429件に対応した。
- (2) 協会員の社内規則の適正性について、1,537協会員の社内規則を点検し、改善指導及び作成支援を実施した。その結果、平成24年3月時点で98.0%の協会員の社内規則が適正なものとなった。さらに、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている法定表示書類や金融ADR対応等により改訂した業務用書式を策定し、提供（頒布）するとともに、協会ホームページ等に掲載した。
- (3) 協会員の法令・判例等に照らした適正な業務遂行を目的として、法令・判例及び協会の諸規程、さらには行政、協会の処分事例等について閲覧、検索できる「法令判例等検索システム」を構築し、協会ホームページにおいて協会員に無償で利用可能とした。
- (4) 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」、「会社法制の見直しに関する中間試案」、「集团的消費者被害救済制度」等について適宜説明会の開催や機関誌により、協会員はもとより貸金業者全体への周知を図った。
- (5) 広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の新規受付の投稿広告700件の審

査を実施し、内 678 件を承認するとともに、テレビ CM3,786 件、新聞、雑誌 19,304 件、電話帳 1,053 件の出稿広告のモニタリングを行い、法令等違反のあった 11 会員に対し個別指導を実施した。

また、貸金業界全体の広告の適正化のため、民放連・日本新聞協会・JARO などの広告関係団体等との連携強化を図るとともに、モニタリングによる悪質広告について金融庁等に適時報告を行い、併せて該当広告削除及び該当事業者の摘発等についても要請を行った。

- (6) 協会員から法令等違反 420 事案の届出と、個人情報漏えい等事案 1,212 件の報告等により、4 会員(内、書類監査にかかる対応不備 1 会員)に処分(会員権停止 3 会員、譴責 1 会員)、3 会員に勧告及び 6 会員に文書注意を行い、併せて改善指導を行うとともに、法令等違反届出事案を違反条項別に集計した結果について協会ホームページ等で周知し、注意喚起を行った。

## 2 相談・苦情・紛争解決対応

相談・紛争解決センター事業計画に基づき、中立公正な立場から資金需要者等の利益の保護及び貸金業務に対する信頼の確保を基本方針として、以下のとおり相談対応・苦情処理・紛争解決手続き及び関連業務を実施した。

- (1) 相談対応・苦情処理・紛争解決手続きにおける受付件数は、「相談」が 42,886 件(前年対比 -7.3%)、「苦情」が 247 件(同 -29.8%)であり、平成 22 年 10 月より開始した「紛争」は、本年度に 7 件を受理した。相談・苦情・紛争の年度計 43,140 件(同 -7.5%)及び貸付自粛手続きでは、登録が 1,350 件、撤回が 604 件、訂正が 5 件の年度計 1,959 件(同 -6.6%)に適切に対応した。

また、生活再建支援については、新規相談者 116 人を含め 949 回のカウンセリングを面接及び電話にて実施した。

- (2) 各都道府県の主要な消費生活センターとの一層の連携強化及び認知度向上を目的とした訪問活動(対象数:144 箇所、訪問延べ回数 789 回)を実施した。

また、平成 23 年 8 月 30 日、全国消費生活相談員協会、消費科学連合会、主婦連等の主な消費者団体(14 団体)を対象として「日本貸金業協会の新しいやくわり」と題する説明会を実施し、協会の自主規制機関としての役割・機能・活動状況等の説明並びに今後の活動に活かすための意見交換を行った。

- (3) 資金需要者等の健全な家計管理を支援するためのツールである「家計管理／消費行動診断」(協会ホームページに掲載)を利用者の意識付けと利便性の向上を目的としてプログラムの改善を行った。
- (4) 金融庁、財務局、消費者団体、消費生活センター等からの要請に基づき、消費生活相談員等の能力向上を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、「協会の多重債務問題への取組状況」、「心理カウンセリングをベースとした相談員としての姿勢と対応スキル」等について、

33 団体 1,310 人に講演を行った。

また、行政が国の多重債務問題改善プログラムに基づき実施している多重債務者対策本部（又は同協議会）に出席し、全国 39 の自治体との一層の連携強化を図った。

### 3 協会員に対する監査の実施

本年度は、「改正貸金業法の完全施行に伴い必要となる各種態勢の整備状況等について法令・自主規制基本規則等の内容を踏まえて検証する。」との平成 23 年度監査計画に基づき、監査結果が協会員の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的で効果的な監査を実施した。

(1) 実地監査については、75協会員に対し一般監査を実施した。

このほか、特別監査として、書類監査報告書の評価が低かった7協会員に対しては、フォローアップ監査を実施し、行政庁からの要請及び資金需要者の利益の保護の観点から必要と認められる2協会員に対しては、機動的監査を実施した。

この結果、84協会員に対して実地監査を実施し、このうち19協会員の57事案について改善指導等を行った。

(2) 書類監査については、平成23年12月末現在の全協会員1,454協会員を対象に、「内部管理態勢の実施状況の確認」を主眼に監査することとし、設問項目数72項目で平成24年1月から2月にかけて実施した。

書類監査の結果については、取りまとめのうえ公表することとしており、平成24年7月を目途に協会員あてに通知する予定である。

(3) 監査を通じて行政当局及び消費者団体等関係機関とは、監査結果及びその改善状況等について意見・情報交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

## 【貸金戦略部門】

### 1 積極的なディスクロージャー・広報の実施

協会員に対する貸金業務の適正な運営に資する情報提供を行うとともに、貸金業界の社会的評価及び信認の向上を図るため、自主規制機関としての健全化の取り組みや動向等に係る各種統計資料等について、以下の媒体により広報活動を実施した。

(1) 月報「JFSA news」を発行した。（毎月 1 回、4,500 部発行）

(2) 機関紙「特集 JFSA」を発行した。（年 2 回刊：4 月 7,000 部、10 月 8,000 部発行）

協会に加入していない ADR 基本契約締結業者・消費者団体・弁護士会・司法書士会等に配布先を拡大した。

(3) 協会ホームページに一般消費者向けの悪質業者被害防止に係る情報や、協会員向けの業界動向及び協会活動等に係る各種情報について、適時公表した。

(4) 「月次統計資料」、「資金需要者の現状と動向に関する調査」及び「貸金業者の経営実態等に関する調査」等の調査結果を協会ホームページに公表するとともに、マスコミへのニュースリ

リースを行った。

- (5) 「月刊消費者信用」に協会活動の記事を毎月入稿し、協会の取り組みについて広報を行った。

## 2 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

一般消費者及び学生等を対象にした貸金業に係る金融知識の普及啓発及びヤミ金融の被害防止等に関する以下の啓発活動を実施した。

- (1) 資金需要者等を対象とした小冊子「ローン・キャッシング Q&A BOOK」を制作し、各自治体の成人式 361 箇所、消費生活センター 246 箇所などへ 208,697 部を無償配布した。
- (2) 金銭教育教材「暮らしとローン、クレジット」・同解説書を、希望する教育現場、消費生活センターなどに提供するとともに、高校・大学、消費生活センターの講座及び研修会などで本教材を活用した。
- (3) (財)消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰」に応募し、「ローン・キャッシング Q&A BOOK」が印刷資料部門、金銭教育教材「暮らしとローン、クレジット」が視聴覚資料部門において、それぞれ優秀賞を受賞した。
- (4) ヤミ金融被害防止ポスター・リーフレットを協会員、消費生活センター等へポスター 40 枚、リーフレット 2,480 枚を配布した。
- (5) 全国の高校、大学、消費生活センター、自治体等の要請を受けて学生・一般消費者等を対象とした消費者啓発のための講師派遣・出前講座を延べ 60 回実施し、2,198 名の参加があった。
- (6) 協会ホームページ内に悪質業者一覧を掲載し(平成 24 年 3 月現在、622 件)、資金需要者等に対し、ヤミ金融との接触防止等に関する注意喚起を行った。
- (7) ヤミ金融被害防止活動等、自治体等が主催する諸活動に協力した。
- (8) 平成 23 年 5 月、金融庁主催による「あなたは大丈夫？キャンペーンポスター」、平成 23 年 10 月、金融庁依頼による「多重債務者向け相談窓口の案内ポスター」の配布及び掲載を協会員にお願いし、政府広報に協力した。

## 3 貸金業の現状等に係る調査研究の実施

- (1) 統計資料としての連続性の観点や自主規制機関としての位置付け等を鑑み、貸金業が担う資金供給機能等の検証を目的として「資金需要者」及び「貸金業者」を対象とした各種調査等を下記のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成 23 年 10 月	貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査	協会員、非会員	平成 24 年 2 月 24 日公表
平成 23 年 11 月	資金需要者の現状と動向に関するアンケート調査	資金需要者	
平成 23 年 4 月～ 平成 24 年 3 月	月次実態調査 ※平成 23 年 8 月末現在 62 社	協会員	毎月公表

(2) 平成 22 年度に実施した各調査結果等を取りまとめ、「平成 22 年度版 JFSA 白書」を平成 23 年 6 月に発刊した。

#### 4 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成 24 年度税制改正要望を策定のうえ、次のとおり政府等に建議要望した。

- (1) 金融庁へ提出し、8 月 3 日、東内閣府副大臣出席の政府ヒアリングにおいて要望した。
- (2) 9 月 22 日、民主党「政策調査会税務金融部門会議」及び 11 月 30 日、自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会」のヒアリングにおいて要望した。

#### 5 研修等の実施

- (1) 平成 23 年 6 月から 9 月にかけて、財務(支)局貸金業担当官による「完全施行後の留意点と態勢検査の実施等について」並びに、当協会自主規制部門担当部長による「コンプライアンス態勢の確立のための課題について」をテーマに、全国 10 箇所で開催された地区協議会と併設して業務研修会を実施し、協会員・非協会員合計 1,063 業者、1,625 名の出席があった。
- (2) 平成 23 年 11 月 24 日に登録貸金業者を対象とした「集团的消費者被害救済制度」説明会を 256 名の出席のもと実施した。
- (3) 平成 23 年 10 月 5 日及び同、10 月 12 日に協会員の役職員を対象とした 金融庁の「平成 23 年事務年度検査基本方針」説明会を大阪、91 協会員(120 名)、東京、146 協会員(233 名)の出席のもと実施した。

#### 6 協議会活動状況

- (1) 平成 23 年 6 月 21 日から 9 月 8 日にかけて全国 10 箇所で開催(沖縄県は報告会)を開催し、第 4 回定時総会の報告会を行うとともに、協会員より協会運営上の要望事項等を聴取し、意見交換を通じて相互の理解促進を図った。
- (2) 地区協議会正副会長懇談会を平成 23 年 12 月 16 日、東京で開催し、協会活動状況報告を実施するとともに、完全施行後の地元資金需要者への影響等、各地区における現状報告を受け、意見交換をした。

## 【主任者資格部門】

### 1 資格試験の実施

(1) 全国 17 試験地(26 会場)において平成 23 年度貸金業務取扱主任者資格試験を 1 回実施した。

(2) 試験の結果

試験日	11 月 20 日(日)
受験申込者数	12,300 人
受験者数	10,966 人
受験率	89.15%
合格者数	2,393 人
合格率	21.82%
合格発表日	平成 24 年 1 月 12 日(木)

### 2 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録及び変更に関する事務を実施した。

(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日)

登録申請書の受付件数	2,082 件
登録完了通知の発送件数	2,113 件
平成 24 年 3 月 31 日現在登録済主任者数	40,219 人

### 3 登録講習事務の実施

(1) 平成 23 年度貸金業務取扱主任者講習として、2 回の講習を開催し、延べ 431 名が修了した。

(2) 講習の実施及び結果

講習会場	大阪	東京	合計
講習日	9 月 1 日(木)	12 月 1 日(木)	2 回
受講申込者数	130 名	315 名	445 名
受講者数	126 名	306 名	432 名
受講率	96.9%	97.1%	97.1%
修了者数	125 名	306 名	431 名

## 【総務部門】

### 1 協会員数の推移(平成 23 年 4 月～24 年 3 月)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
加入	8	3	5	6	2	5	3	1	3	2	3	4	45
退会	△7	△2	△6	△5	△2	△5	△3	△7	△3	△3	△5	△9	△57
廃業	△17	△8	△10	△14	△8	△9	△7	△3	△13	△9	△10	△10	△118
不更新	△1	0	0	△1	△1	△2	△1	△2	0	△3	△1	0	△12
登録取消	0	△1	0	△2	0	△2	△1	0	0	0	△1	△1	△8
除名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△1	△1
承継・その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
月末 協会員数	1,543	1,535	1,524	1,508	1,499	1,486	1,478	1,467	1,454	1,441	1,427	1,410	
協会加入率	60.3%	60.6%	60.6%	60.4%	60.4%	60.5%	60.8%	60.5%	60.5%	60.3%	60.2%	60.0%	

### 2 協会加入促進

- (1) 協会ホームページに「入会のご案内」、「加入申請書」等を提供する環境を整備し、加入申請手続きの簡便化を図った。
- (2) 「協会加入のご案内」を新たに作成して全国の行政庁に配布し、加入勧奨の協力依頼を実施した。
- (3) 全国 10 箇所で開催した業務研修会に参加した未加入業者に対し、加入案内関係資料を配布し、その後加入勧奨のフォローを実施した。
- (4) 新規の貸金業登録申請者や協会未加入業者の貸金業者登録申請に係る支援制度を設け、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行うことで未加入業者との接点を強化し、加入促進を図る施策を開始した。  
この支援制度については協会誌(JFSA特集号)に掲載して協会未加入業者に告知し、行政庁にも周知を図り、社内規則整備等、行政より協会と連携するよう依頼し、加入促進を図った。
- (5) 東京都庁との連携による加入促進として、都庁が実施する「登録更新時研修」に参加し、協会の自主規制機能について説明会を実施し、協会加入促進を図った。

### 3 行政協力事務関連

協会員の事務負担軽減及び適正な作成要領の周知のため、貸金業者登録申請の手引きを作成し、協会のホームページから「貸金業登録申請書・届出書」や「事業報告書」「業務報告書」等の作成が簡便になるように環境を整備した。

#### 4 規則の改正

協会員から業務報告書の徴求ができるよう定款の施行に関する規則の第6条(報告事項)に規定を新設し改正、協会員に対して業務報告書の提出を義務化した。

#### 5 システム環境の整備

協会員のコンプライアンス態勢の確立・維持を目的とし、協会員に対するサービス提供の迅速化を図り、支援の実効性を高めるため、従来の業務システムを拡充した「会員サービス管理システム」の構築を行った。

#### 6 支部職員を対象とした希望退職の募集の実施

支部業務は協会員数の激減に伴い減少しており、協会員からも支部の合理化、効率化が指摘されるなど、業界規模の縮小、協会員の減少に合わせた協会規模の縮小が急務であることから、平成23年10月から11月までの2ヶ月間において全支部職員を対象に希望退職の募集を行い、その結果49名の職員が退職した。

#### 7 支部運営の合理化・効率化の推進

支部運営の合理化・効率化を図る観点から、支部規則に基づき、支部に属する協会員数が20業者未満で財務局所在地支部以外の26支部を「特例支部」(常時職員を配置しない支部)とした。

#### 8 内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

協会業務の整備及び運用状況を検証し、業務の有効性を評価することにより、内部管理態勢の定着と安定を図ることを目的として、本部8部署及び38県支部を対象に内部監査(支部においては書面監査)を実施した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のため、コンプライアンスマニュアルに基づき研修を行うなど周知徹底を図った。

### 【東日本大震災対応】

#### 1 被災した協会員の対応

- (1) 金融庁と連携しながら協会員の詳細な被災状況等の把握を行った。
- (2) 行政協力事務に関する被災時対応の周知等(提出期間の延長等)を行った。
- (3) 被災者支援の一環として、被災地域対象協会員88協会員に対しお見舞金を贈呈するとともに、被災状況を鑑み6協会員に対し会費免除を実施した。

#### 2 その他協会員の対応

- (1) 被災者からの債務の支払条件変更等の申出に対する丁寧な対応要請を平成23年3月24日に、全協会員に対し通知し同時に協会ホームページに掲載して周知を図った。



(2) 被災者からの借入申込みや債務の支払条件変更等の申出及び被災者に対する請求等の回収業務にあたってはきめ細かい丁寧な対応要請を平成 23 年 10 月 18 日に、全協会員、ADR 基本契約締結業者に対し通知しあわせて協会ホームページに掲載して周知を図った。

(3) 「東日本大震災」による資金需要者等の影響を考慮した貸金業法の規定運用の配慮を求めた要望書を平成 23 年 4 月 14 日に金融庁長官へ提出した。これを受け公布・施行された「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について金融庁との連携による協会員の実態調査等の対応により、同内閣府令の時限措置の延長(平成 24 年 3 月 31 日まで)を含め、協会員及び貸金業者への周知を図った。

### 3 被災した資金需要者の対応

債務の支払いに関する相談の案内を平成 23 年 3 月 24 日に協会ホームページ及び被災地の地方紙 10 紙に掲載し、「東日本大震災」に伴う相談・苦情窓口開設について告知を行い、適切な対応を図った。

### 4 義援金の募集対応

協会役職員、協会員を対象とし、平成 23 年 3 月 28 日～平成 23 年 4 月 28 日の期間中に、義援金の募集を実施した。

#### (1) 義援金募集結果

①協会役職員 140 件 1,368,326 円、協会員 211 件 10,275,318 円  
合計 351 件 11,643,644 円

②協会からの寄付 10,000,000 円

#### (2) 義援金の使途

① 被災協会員へのお見舞金 4,400,000円を贈呈

② 日本赤十字社を通じ義援金 17,243,644円を寄付

## 総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等

### 1 総会

平成 23 年 6 月 14 日、第 4 回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第 1 号 平成 22 年度事業報告書承認に関する件

第 2 号 平成 22 年度収支計算書及び財務諸表承認に関する件

[平成 22 年度監査報告]

第 3 号 平成 23 年度事業計画書(案)承認に関する件

第 4 号 平成 23 年度収支予算書(案)承認に関する件

第 5 号 役員(理事)選任に関する件

### 2 理事会

本年度中、理事会を 12 回開催し、協会員の入退会、東日本大震災に係る協会員の会費免除、定款の施行に関する規則の改正、支部職員を対象とした希望退職の募集、支部運営の合理化・効率化対象支部、会費未納の協会員に対する処分、平成 24 年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

#### (1) 第 1 回理事会(平成 23 年 4 月 26 日)

##### ① 審議事項

第 1 号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第 16 条第 3 項)

第 2 号 本協会からの退会承認に関する件(同第 19 条第 2 項)

第 3 号 平成 22 年度事業報告書(案)承認に関する件

第 4 号 平成 22 年度収支決算報告書(案)承認に関する件

第 5 号 就業規則の施行日の変更に関する件

その他

##### ② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 相談・紛争解決委員会報告

v その他

#### (2) 第 2 回理事会(平成 23 年 5 月 17 日)

##### ① 審議事項

第 1 号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第 16 条第 3 項)

第 2 号 本協会からの退会承認に関する件(同第 19 条第 2 項)

第 3 号 役員(理事)選任(補選)に関する件

第 4 号 第4回定時総会に付議すべき議案に関する件

(1) 平成 22 年度事業報告書承認に関する件

(2) 平成 22 年度収支計算書及び財務諸表承認に関する件

(3) 平成 23 年度事業計画書(案)承認に関する件

(4) 平成 23 年度収支予算書(案)承認に関する件

(5) 役員(理事)選任(補選)に関する件

その他

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 相談・紛争解決委員会報告

v その他

(3) 第 3 回理事会(平成 23 年 6 月 14 日)

① 審議事項

第 1 号 自主規制会議議長選任に関する件(同第 50 条第 5 項)

第 2 号 本協会への新規加入承認に関する件(同第 16 条第 3 項)

第 3 号 本協会からの退会承認に関する件(同第 19 条第 2 項)

その他

(4) 第 4 回理事会(平成 23 年 7 月 21 日)

① 審議事項

第 1 号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第 16 条第 3 項)

第 2 号 本協会からの退会承認に関する件(同第 19 条第 2 項)

第 3 号 貸金戦略会議委員選任承認に関する件(同第 51 条第 6 項)

第 4 号 総務委員会委員選任承認に関する件(同第 52 条第 5 項)

第 5 号 東日本大震災に係る協会員の会費免除に関する件

その他

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 相談・紛争解決委員会報告

v その他

(5) 第5回理事会(平成23年8月23日)(書面による理事会)

① 審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」における信用情報の取扱いについて

(6) 第6回理事会(平成23年9月22日)

① 審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

第3号 「定款の施行に関する規則」の一部改正に関する件

第4号 支部職員を対象とした希望退職の募集に関する件

第5号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件

その他

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 相談・紛争解決委員会報告

v 試験委員会報告

vi その他

(7) 第7回理事会(平成23年10月18日)(書面による理事会)

① 審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

(8) 第8回理事会(平成23年11月22日)(書面による理事会)

① 審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 相談・紛争解決委員会報告

(9) 第9回理事会(平成23年12月20日)

① 審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

第3号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件

その他

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 相談・紛争解決委員会報告

v その他

(10) 第10回理事会(平成24年1月24日)(書面による理事会)

① 審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

(11) 第11回理事会(平成24年2月21日)

① 審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

第3号 東日本大震災に係る協会員の会費免除に関する件

その他

- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv 相談・紛争解決委員会報告
  - v 試験委員会報告
  - vi その他

(12) 第 12 回理事会(平成 24 年 3 月 23 日)

- ① 審議事項
  - 第 1 号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第 16 条第 3 項)
  - 第 2 号 本協会からの退会承認に関する件(同第 19 条第 2 項)
  - 第 3 号 会費未納の協会員に対する処分に関する件
  - 第 4 号 平成 24 年度事業計画(案)承認に関する件
  - 第 5 号 平成 24 年度収支予算(案)承認に関する件
  - 第 6 号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
  - 第 7 号 常務執行役の選任(再任)承認に関する件(同第 37 条第 1 項、39 条第 4 項)
  - その他
- ② 報告事項
  - i 自主規制会議報告
  - ii 貸金戦略会議報告
  - iii 総務委員会報告
  - iv その他

**3 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会**

- (1) 自主規制会議 10 回(平成 23 年 4 月 20 日(書面による会議)、5 月 17 日、7 月 21 日、8 月 18 日(書面による会議)、9 月 22 日、10 月 12 日(書面による会議)、11 月 16 日(書面による会議)、12 月 16 日(書面による会議)、平成 24 年 1 月 24 日、3 月 23 日)開催
  - ① 法令等違反届出事案について、措置を行った。
  - ② 平成 22 年度書類監査結果による措置を行った。
- (2) 貸金戦略会議 11 回(平成 23 年 4 月 20 日、5 月 25 日(書面による会議)、6 月 17 日、8 月 17 日(書面による会議)、9 月 14 日、10 月 12 日(書面による会議)、11 月 16 日、12 月 14 日(書面による会議)、平成 24 年 1 月 18 日(書面による会議)、2 月 15 日、3 月 13 日)開催
  - ① 調査・研究活動
    - 貸金業が担う資金供給機能等の検証を目的として「資金需要者」及び「貸金業者」を対象とし

た各種調査等を行った。

② 広報・啓発活動

自主規制機関としての業界健全化の取り組みや業界動向等に係る各種統計資料等について、機関紙、協会ホームページ等により広報活動を実施するとともに、一般消費者及び学生等を対象にした貸金業に係る金融知識の普及啓発及びヤミ金融の被害防止等に関する啓発活動を実施した。

③ 研修活動

協会員を対象とした業務研修会及び登録貸金業者を対象とした「集团的消費者被害救済制度説明会」を実施するとともに、研修支援のための法令集を頒布した。

④ その他

地区協議会全体会議等において、第 4 回定時総会報告及び協会運営状況報告を行い、協会運営方針を徹底するとともに、地区協議会正副会長懇談会において、完全施行後の地元資金需要者への影響等、各地区における現状報告を受け、意見交換をした。

(3) 総務委員会 8回(平成 23 年 4 月 22 日、5 月 12 日(書面による会議)、7 月 14 日(書面による会議)、9 月 15 日、10 月 13 日(書面による会議)、12 月 15 日(書面による会議)、平成 24 年 2 月 16 日、3 月 15 日)開催

平成 24 年度事業計画及び収支予算(案)、平成 24 年度予算編成方針、東日本大震災に係る協会員の会費免除、定款の施行に関する規則の改正、支部職員を対象とした希望退職の募集、支部運営の合理化・効率化対象支部、平成 23 年度予算の上期執行状況等について、理事会に付議又は報告した。

(4) 相談・紛争解決委員会 5回(平成 23 年 5 月 12 日(書面による会議)、6 月 27 日、9 月 29 日(書面による会議)、11 月 15 日(書面による会議)、平成 24 年 2 月 20 日(書面による会議))開催

紛争解決等業務に関する規則第 76 条 1 項 4 号における申立人の適格要件、紛争解決手続の当事者である貸金業者が手続中に廃業した場合の取扱いについて審議するとともに、紛争解決手続受理事案、相談・苦情・紛争解決受付状況、紛争解決手続に関する相談、問い合わせ等の対応、苦情処理手続から紛争解決手続への移行の手順、紛争解決等業務に関する苦情対応、手続実施基本契約の締結状況等について報告した。

(5) 試験委員会 2回(平成 23 年 9 月 15 日、12 月 15 日)開催

平成 23 年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定及び合格者の決定を行うとともに、平成 24 年度資格試験の出題範囲及び作問方針等の決定を行った。

#### 4 委員会等

(1) 自主ルール委員会 14回(平成 23 年 4 月 5 日(書面による会議)、4 月 27 日(書面による会

議)、5月30日(書面による会議)、6月28日(書面による会議)、7月4日、7月28日、8月19日(書面による会議)、9月30日(書面による会議)、10月26日(書面による会議)、11月22日(書面による会議)、12月26日(書面による会議)、平成24年1月25日(書面による会議)、2月22日(書面による会議)、3月28日(書面による会議))開催

① 広告審査小委員会 12回(平成23年4月20日、5月18日、6月22日、7月20日、8月17日(書面による会議)、9月28日、10月19日、11月16日、12月21日、平成24年1月18日(書面による会議)、2月15日、3月21日)開催

(2) 規律委員会 9回(平成23年5月11日、6月29日(書面による会議)、8月12日(書面による会議)、9月12日、10月11日、11月15日、12月12日(書面による会議)、平成24年1月17日、3月15日)開催

(3) 企画調査委員会 10回(平成23年4月13日、5月24日(書面による会議)、6月8日、8月10日(書面による会議)、9月7日、10月5日(書面による会議)、11月9日、平成24年1月13日(書面による会議)、2月8日、3月7日)開催

① 調査研究小委員会 1回(平成23年5月12日)開催

② 調査研究・政策企画合同小委員会 5回(平成23年4月6日(書面による会議)、9月2日、11月1日、平成24年1月11日、2月1日)開催

③ 税制研究小委員会 5回(平成23年4月19日、5月20日、6月3日(書面による会議)、平成24年2月28日、3月29日)開催

(4) 研修委員会 3回(平成23年6月2日(書面による会議)、10月6日(書面による会議)、平成24年3月13日)開催

① 研修小委員会 2回(平成23年6月1日(書面による会議)、10月5日(書面による会議))開催

(5) 人事推薦合同委員会 2回(平成23年5月16日、7月8日)開催

(6) 財務部会 1回(平成23年4月22日)開催

## 5 協議会

10地区各1回(計10回)(平成23年6月21日(沖縄県)、6月28日(北海道地区)、7月5日(四国地区)、7月6日(中国地区)、7月7日(九州地区)、7月12日(東海地区)、7月13日(近畿地区)、7月14日(北陸地区)、7月19日(関東地区)、9月8日(東北地区)開催

地区協議会正副会長懇談会1回(平成23年12月16日)開催



## 6 行政との意見交換会

- (1) 金融庁(総務企画局、監督局、検査局の3局合同) 2回(平成23年4月26日、10月18日)開催
- (2) 金融庁(検査局) 1回(平成23年11月16日)開催
- (3) 関東財務局 1回(平成24年2月8日)開催

## 7 役員等の異動

- (1) 副会長の就退任
  - ①平成23年6月14日付退任 副会長:吉野直行
  - ②平成23年6月14日付新任 副会長:内田公三
- (2) 会員理事の就退任
  - ①平成23年6月14日付退任 会員理事:常峰 仁
  - ②平成23年6月14日付新任 会員理事:野口郷司
- (3) 常務執行役の就任
  - ①平成23年4月1日付再任 菊一 護、小出昌宏